

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十四年十二月十日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

しょうおうピーチプラザ

勝田郡勝央町岡二二一

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

勝央開発株式会社

代表取締役 三村 弘光

勝田郡勝央町岡二二一

3 変更事項

（変更前）

大規模小売店舗において小売業を行うもの 株式会社マルイ他三社

（変更後）

大規模小売店舗において小売業を行うもの 株式会社マルイ他四社

4 変更年月日

平成十五年八月三日

二 届出年月日

平成十四年十二月二日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成十四年十二月十日から平成十五年四月十日まで

2 縦覧の場所

岡山県商工労働部経営支援課及び勝英地方振興局総務振興部総務振興課